

各協定締結に向けた今後の方針について

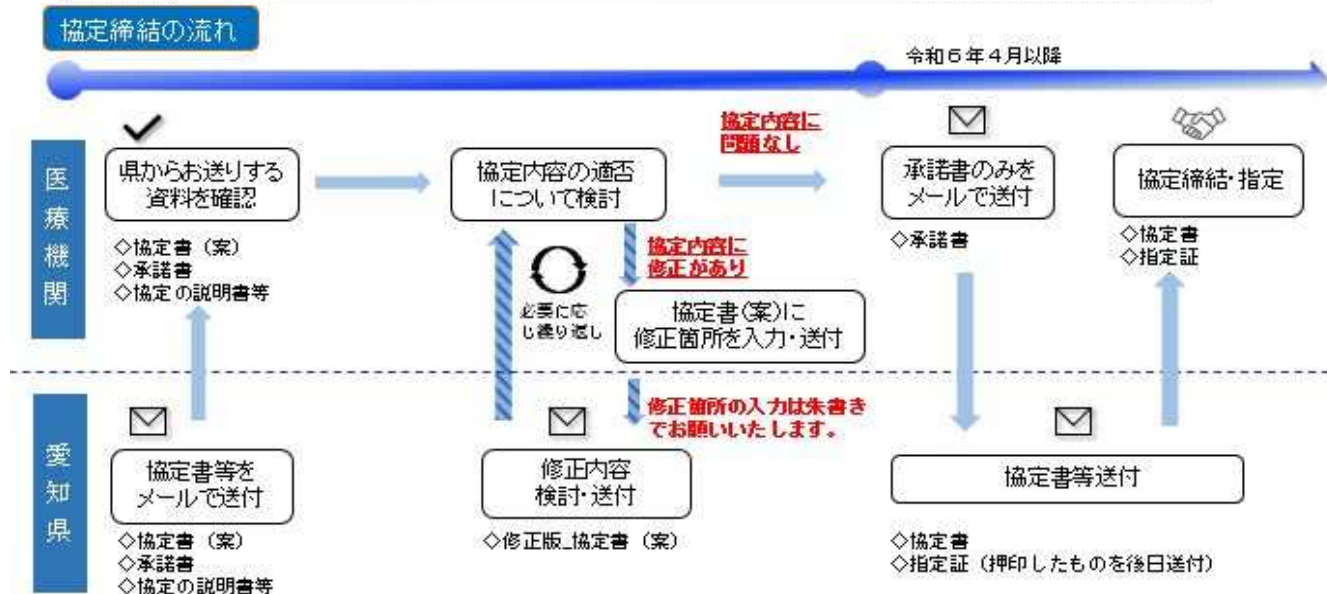
1 協定締結の進め方について

(1) 医療措置協定について

【協定締結に先立つ医療機関調査で協定締結の検討が可能と回答いただいた医療機関】

令和5年7～8月に実施した協定締結に先立つ医療機関調査でご回答いただいた内容をもとに作成した協定書(案)等をメール等にてお送りします。
中身を確認いただき、協定内容の適否についてご検討をお願いいたします。

協定締結に関するご質問等については、「メール」にて個別に対応させていただきますので、お手数をお掛けしますがご連絡をお願いいたします。
【事務担当】
愛知県感染症対策局感染症対策課感染症グループ
メールアドレス: iryoukyoutei@pref.aichi.lg.jp



<病院>

- 令和5年7～8月に実施した協定締結に先立つ医療機関調査でご回答いただいた施設に対して、順次対応する。
 1. 感染症指定医療機関 (11 施設)
 2. 公的医療機関等のうち、流行初期医療確保措置対応病床の30床を依頼する400床以上の病院 (21 病院)
 3. 上記以外で、事前調査時に流行初期に30床以上を確保できると回答のあった病院 (3 病院)
 4. 新型コロナ対応時、確保病床のあった上記以外の公的医療機関等 (26 病院)
 5. 新型コロナ対応時、確保病床のあったその他病院 (34 病院) (事前調査未回答の病院も含む)
 6. 上記以外のうち事前調査において回答があった病院 (134 病院)
- 上記1～3の施設については、流行初期医療確保措置の基準を満たす、県が必要とする病床数(流行初期:30床、流行最初期:新型コロナ対応における2020年4月頃の対応実績を踏まえた病床数)を確保いただくこととなる。初回案内時に、訪問の日程調整を行い、県担当者が各病院に伺い、依頼の趣旨を説明する予定としている。
- また、調査回答のない施設については引き続き、調査及び協定締結の依頼を続けていく。

<診療所>

- 令和5年7～8月に実施した協定締結に先立つ医療機関調査でご回答いただいた施設に対して、順次対応する。
 1. 流行初期医療確保措置の基準を満たす（20名/1日）医療機関（288施設）
 2. 流行初期において（10名/1日）以上対応できる医療機関（432施設）
 3. 上記以外のうち事前調査において回答があった医療機関（1023施設）
- 調査回答のない施設については引き続き、調査及び協定締結の依頼を続けていく。

<薬局・訪看>

- 令和5年7～8月に実施した協定締結に先立つ医療機関調査でご回答いただいた施設に対して、協定締結の意向がある施設のうち、協定締結項目が多い施設から順に協議に係る案内をする。
- 調査回答のない施設については引き続き、調査及び協定締結の依頼を続けていく。

（2）検査措置協定・宿泊施設確保措置協定について

- 協定締結に先立つ調査において、協定締結の意向がある施設に対し、個別協議を順次進めていく。

2 協定締結に向けたスケジュールについて

	病院	診療所	薬局	訪看	検査	宿泊
令和6年1月	関係団体への事前説明					
	各施設との個別協議					
2月						
3月						
4月	各施設と協定を締結					
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						

- 医療措置協定（病院・診療所・薬局・指定訪問看護事業所が対象）に係る協議については、令和6年1月から、県医師会等の関係団体への事前説明が完了次第、順次開始する。
- 協定の締結に係る自治体説明会（特に宿泊施設関係）等は基本行わない。
- 協定の締結については令和6年3月以降に、双方の同意が得られた医療機関から順に締結する。
- 各協定について、令和6年10月以降も、特に目標値に達しないものについては、継続して協議を行っていく。

3 協定締結情報の公表時期・公表方法等について

- ◆ 協定締結情報の公表については、感染症法第 36 条の3及び第 36 条の6に基づき、移送以外の協定の締結について、締結した場合には公表することとされている。
- ◆ 公表範囲・項目等について通知等に明確には明示されていない。なお、宿泊施設については、施設名を公表しないこととしてよいとされている。



(公表方針)

- 公表時期：令和 6 年 3 月から協定の締結が始まるため、令和 6 年 3 月を開始月として、「月末締め、翌月末日までに公表」としたい。また、以後は各部会・協議会への協定締結の経過について事後報告により進めたい。
- 公表方法・公表内容：県感染症対策課ウェブページに以下の内容について掲載

(平時)

- ・病院・診療所・薬局・訪看・検査機関

協定を締結した施設名、締結項目を簡潔に示す。

- ・宿泊施設

協定を締結した室数の合計をエリアごと（名古屋・尾張・三河）に示す。

(発生・まん延時)

新型コロナウイルス対応時を踏まえ、各協定施設の詳細情報について公表する。

例：病院・診療所

医療機関名	住所	第一種/第二種の別	流行初期医療確保措置(病床)	流行初期医療確保措置(発熱外来)	病床	発熱外来	自宅療養者の支援	後方支援	人材派遣	個人防護具の備蓄
〇〇市民病院	愛知県〇〇市▲▲町 □□5-1	第一種 第二種	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇記念病院	愛知県〇〇市▲▲町 □□10-3	第一種	○	○	○					
〇〇クリニック	愛知県〇〇市▲▲町 □□20-6	第二種					○	○	○	○

例：宿泊施設

宿泊施設確保措置協定	協定締結済み室数
名古屋地区	1000室
尾張地区	500室
三河地区	300室